(趣旨)

第1条 岡山県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施について」(令和7年2月19日障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施について」(令和7年2月26日こ支障第38号こども家庭庁支援局長通知)(以下「実施要綱」という。)並びに岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材及び障害児支援人材の確保・定着の基盤を構築する者に対して、職場環境等の改善又は人件費を引き上げることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象者)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、別紙1表1のサービス区分に掲げる事業所又は施設(以下「事業所等」という。)を運営する者であって、第5条第3項に定める基準月において、処遇改善加算(処遇改善加算I、Ⅱ、Ⅲ 又はⅣに限る。以下同じ。)を算定していなければならない。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしている場合は、交付の対象とする。
- 2 第6条の交付申請書提出時に廃止・休止となることが明らかになっている事業所等又 は別紙1表2に掲げる事業所等は、交付の対象外とする。

(交付対象事業)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱に基づき実施する事業であって、 次に掲げるいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。
 - (1) 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - (2)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
 - (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、審査支払機関により受理された、一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。)にサービス類型別交付率(別紙1の表1に掲げるサービス区分欄ごとの交付率)を乗じて得た額(以下「算定額」という。)とする。ただし、第6条の交付申請額が算定額を下回る場合は、交付申請額を交付額とする。

- 2 前項の交付額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額の基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所等の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の申請は、岡山県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等 事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに 知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づきその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 対象事業者に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。
- (1) 事業の内容の変更(軽易な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

- 第9条 規則第10条の申請は、岡山県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業補助金変更承認申請書兼実績報告書(第2号様式)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 2 知事は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはその 変更等を承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、 既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽易な変更の範囲)

第10条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果 に関係しない事業計画の細部の変更とする。 (変更の届出)

- 第11条 対象事業者は、第6条の申請後に次のいずれかに該当する変更があった場合は、 変更に係る届出書(別紙様式4)に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければ ならない。
- (1) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、交付申請書等の作成単位が変更となる場合
- (2) 複数の事業所について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する事業所に変更(廃止等)があった場合

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則 第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の報告は、岡山県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業補助金変更承認申請書兼実績報告書(第2号様式)に関係書類を添えて、知事が別に定める日(第8条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該通知の到達した日から1か月を経過した日)までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、適当と認めたと きは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(調査)

第15条 知事は補助事業の実施に関して、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に 調査することができる。

(概算払)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

- 第17条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。
 - (1) 実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
 - (2) この要綱の規定又は第8条に定める交付の条件に違反した場合
 - (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、 知事が別に定める。 附則

この要綱は、令和7年2月28日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別紙 1 表 1 岡山県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業補助金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練(機能訓練)	7.9%
自立訓練(生活訓練)	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援A型	5.5%
就労継続支援B型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助 (介護サービス包括型)	9.4%
共同生活援助 (日中サービス支援型)	9.4%
共同生活援助(外部サービス利用型)	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 岡山県障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)	0%
障害児相談支援	0%